

新規受入れの改修で最大5部屋分
250万円を補助します

出雲市内で高校生の下宿の受入れを検討されている皆様、

既に受入れをしている皆様へ

高校生住まい環境整備補助金

出雲市内で高校生に下宿先を提供してくださ
る方を応援します。

市外から通学する生徒を対象に下宿先を提
供する方の施設改修に係る経費を補助するこ
とで、市外から入学する生徒の住環境を整備
し、市内高校の活性化、将来的な定住及び人
口増加を図ります。



補助対象者 ※次の全ての要件を満たす場合が対象です。

- 市内に住所を有する個人であること。
- 下宿人に対し市内において下宿を提供するため、施設の改修を行うこと。
- 下宿人と3親等以内の親族でないこと。
- 市税を滞納していないこと。

※下宿や下宿人の定義については、裏面下段をご覧ください。

補助額

- 新規受入れのための施設改修を行う場合、1部屋当たり50万円を上限。
- 既に受入れている施設の改修を行う場合、1部屋当たり30万円を上限。
- 新規・既存改修の別を問わず1回限りの交付とし、最大5部屋分まで。
- 改修の範囲は、各部屋の改修費に加え、下宿を営む上で必要な共用部分の
改修も含める。（トイレ、風呂、洗面所等）

申請方法 ※まずは市役所総務課へ相談してください。

出雲市役所総務課へ「出雲市高校生住まい環境整備補助金交付申請書」と添付書
類を提出してください。

※詳しくは裏面をご覧ください。

お問い合わせ

出雲市役所総務課

TEL：0853-21-6756 FAX：0853-21-2222

E-mail：soumu@city.izumo.shimane.jp

補助金交付までの流れ

- 1 出雲市役所総務課へ相談。下宿の受入れ計画等の聞き取りを行います。
- 2 交付申請・・・出雲市役所総務課へ下記の書類を提出してください。

〈提出書類〉

- ①出雲市高校生住まい環境整備補助金交付申請書（様式第1号）
- ②住民票の写し
- ③事業実施場所の位置図
- ④事業実施(下宿先)建物の所有等を確認できるもの。建物が借家等の場合は、所有者の承諾書。
- ⑤施設改修等箇所の位置図・平面図
- ⑥施設改修等見積書(業者が作成したものに限る。)
- ⑦補助対象経費積算内訳書(各部屋で算出すること。)
- ⑧施設改修等箇所の現況写真(建物の外観を含む。)
- ⑨市税を滞納していないことが確認できるもの(滞納のない証明)

3 交付決定

4 施設改修等実施

5 実績報告

〈提出書類〉

- ①出雲市高校生住まい環境整備補助金実績報告書（様式第5号）
- ②施設改修等全体経費(総事業費)の分かる書類(業者が作成した請求書又は領収書の写し)
- ③補助対象経費精算内訳書(各部屋で精算すること。)
- ④施設改修後の写真



6 確定通知

7 請求書の提出（様式第7号）

8 補助金の支払

※交付決定を受けるまでは事業の着手はできません。

※その他、必要な書類の提出を求める場合があります。

補助金交付に当たっての注意事項

- 下宿人が市内高校を卒業するまで安定的な住環境を提供してください。
 - 補助事業完了年度後3か年度は、高校生の下宿以外の用途へ転用はできません。
 - 下宿先の周知のため市内高校への情報提供に協力をお願いします。
 - 改修した部屋に空きがある場合は、下宿人の受入れ確保に努めてください。
- ※上記項目に違反した場合、申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は施設改修等の実施について不正な行為をしたときなどは、補助金に係る交付決定の全部又は一部を取り消します。
この場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めます。

下宿とは：単に居住スペースを提供するだけでなく、下宿人が安全・安心に生活できるよう、食事の提供など健康面の管理を行うことをいう。

下宿人とは：市内高校への通学のため市内に居住する必要がある生徒で、保護者が市外に居住しているものをいう。ただし、通学高校からの距離や保護者の事情等により市内からの通学がやむを得ないと市長が特に認めるものを含む。